平成２７年（再イ）第７８号

広島市西区高須３丁目４番２―803号

再生債務者　加藤　正昭

1　決議に付する再生計画案　平成28年２月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月23日まで

平成28年２月24日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２７号

鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目８番40号

再生債務者　山下　大輔

1　決議に付する再生計画案　平成28年２月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月23日まで

平成28年２月24日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再イ）第８１号

広島市東区牛田南１丁目９番19―201号

再生債務者　吉村　昌晃

1　決議に付する再生計画案　平成28年２月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月24日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月24日まで

平成28年２月25日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第４２号

釧路市鳥取北７丁目７番14号、（再生計画認可時の住所）釧路市鳥取北７丁目７番６号

再生債務者　片桐　美雪

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年２月25日　釧路地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第８号

茨城県北茨城市大津町北町1484番地251

再生債務者　村山　弘宣

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成28年２月24日　水戸地方裁判所日立支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

長野県飯田市座光寺3482番地

再生債務者　佐々木秀明

1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年３月24日まで

4　一般異議申述期間　平成28年４月７日から平成28年４月21日まで

長野地方裁判所飯田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

岩手県奥州市水沢区東大通り３丁目５番13号

再生債務者　赤座　明穂

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月16日まで

平成28年２月25日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（再ロ）第２号

山口県下関市幡生宮の下町12番22―202号

アドバンス21宮の下

再生債務者　一山　英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年３月17日まで

平成28年２月25日

山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００４１号

東京都練馬区中村南１―12―５―104

再生債務者　都平　康弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第２号

長野県小諸市大字八満2351番地27

再生債務者　小林　賢一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年２月24日

長野地方裁判所佐久支部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年３月４日　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

(1)　青柳　健太、東京都、埼玉県教育委員会、小学校教諭２種免許状

(2)　青柳　健太、東京都、東京都教育委員会

ア　中学校教諭１種免許状（外国語（英語））

イ　高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））

2　失効年月日　平成28年２月10日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月四日

東京都世田谷区用賀四丁目三〇番一三号

バークアベニュー二〇二一

eGLS合同会社

代表社員　平　正人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月四日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号

合同会社Ｌａｕｎｃｈｐａｄ10

代表社員　ＮＫリレーションズ株式会社

職務執行者　深見　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年十二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月一日

掲載頁　五十七頁（号外第二十二号）

平成二十八年三月四日

北海道函館市富岡町三丁目一六番一八号

代表株式会社ｈｋプライス

代表取締役　板橋　秀夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月二十九日

掲載頁　一九四頁（号外第四十五号）

平成二十八年三月四日

東京都江戸川区南小岩八丁目一二番一〇―五〇一号

東海運輸株式会社

代表取締役　大沢　弘美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年三月四日

新潟県三条市塚野目二丁目三番二四号

有限会社オータケ

代表取締役　竹田　一郎